

○ 山形県防災基本条例

施行 平成29年3月21日

目次

前文

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 基本的な取組事項

第1節 県民（第10条－第18条）

第2節 事業者（第19条－第26条）

第3節 学校等（第27条－第33条）

第4節 自主防災組織等（第34条－第37条）

第5節 県及び市町村（第38条－第52条）

第3章 山形県防災月間（第53条）

附則

私たちの暮らす山形県は、日本百名山に数えられる秀麗な山々に囲まれ、「母なる川」最上川が米沢、山形、新庄の各盆地と庄内平野を貫いて日本海に流れている。懐深い山地、肥沃な平地、豊穡の海、そして明瞭な四季という自然に恵まれた地域にあって、先人は、自然と調和した独自で多様な文化を育んできた。

しかし、自然は、私たちに多くの恵みをもたらす一方で、地震、津波、豪雨、豪雪等による様々な災害を引き起こしてきた。平成25年から2年連続で置賜地域を襲った豪雨災害は記憶に新しいが、昭和49年の大蔵村赤松で発生した地滑り、昭和42年の羽越豪雨、昭和39年の新潟地震、明治27年の庄内地震、江戸時代末期の庄内沖地震及び象潟地震等による災害など、幾多の災害が発生している。

現在、県内には、4つの活断層帯及び4つの活火山が確認されており、さらに、日本海東縁部における断層帯や近年頻発する異常気象なども考慮すれば、本県においても、大規模な災害がいつ発生しても不思議ではない。

もとより、地震、津波、豪雨、豪雪等による災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。しかし、県民や地域による平時からの努力によって、被害を減らすことは可能である。東日本大震災をはじめとする、近年の大規模災害への対応から得られた教訓として、被害を最小限にとどめるためには、県及び市町村が行う「公助」に加え、県民が自らの安全を自ら守る「自助」、県民、事業者、自主防災組織等が地域において相互に助け合う「共助」の取組が求められている。そして、自助、共助及び公助を一体として、防災意識を共有し、相互に連携して、継続的に取組を進めることが重要である。

ここに、私たちは、豊かな恵みをもたらす山形の自然に深く感謝し、その引き起こす災害のリスクを正しく理解しながら、将来にわたって共存を図ることを目指して、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、自助、共助及び公助を一体として防災の取組を進め、「災害に強い山形県」を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関し、基本理念を定め、県民、事業者、学校等及び自主防災組織等の役割並びに県及び市町村の責務を明らかにするとともに、それぞれの基本的な取組事項を定めることにより、総合的かつ一体的な防災の取組を推進し、もって災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発（以下「異常な自然現象等」という。）により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害復旧及び災害からの復興を図ることをいう。
- (3) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（第6条第1項において「学校」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（第6条第1項において「幼保連携型認定こども園」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (4) 自主防災組織等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条の2第2号に規定する自主防災組織その他の地域における防災活動を自発的に行う組織をいう。
- (5) 要配慮者 法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいい、外国人及び旅行者のうち特に配慮を要する者を含むものとする。
- (6) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。

(基本理念)

第3条 防災の取組は、次に掲げる事項を旨として行われるものとする。

- (1) 科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえつつ、災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること。
- (2) 人の生命及び身体の安全確保を最優先に被害の最小化を図ること。
- (3) 自助（県民が自らの安全を自ら守ることをいう。）、共助（地域の住民等が相互に助け合い、地域の安全を確保することをいう。）及び公助（県及び市町村が住民の生命、身体及び財産を保護することをいう。）が一体として継続的に進めること。
- (4) 被災者等の基本的人権を尊重するとともに、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を踏まえること。

(県民の役割)

第4条 県民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、日常的に災害に関する意識を持って、災害から自らの生命、身体及び財産を守るための防災の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、地域において消防団（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に規定する消防団をいう。以下同じ。）、自主防災組織等、ボランティア（被災者の援護等のために防災の取組を行うものに限る。以下同じ。）等が行う防災の取組に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者(学校等の設置者を除く。第23条、第24条及び第52条を除き、以下同じ。)は、基本理念にのっとり、日常的に災害に関する意識を持って、災害から従業者、施設の利用者等の生命及び身体を守るための防災の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、地域において消防団、自主防災組織等、ボランティア等が行う防災の取組に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第6条 学校等の設置者又は管理者(学校の校長及び幼保連携型認定こども園の園長を含む。以下「学校等の設置者等」という。)は、基本理念にのっとり、日常的に災害に関する意識を持って、災害から乳幼児、児童、生徒又は学生の生命及び身体を守るため、防災教育その他の防災の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 学校等の設置者等は、基本理念にのっとり、地域において消防団、自主防災組織等、ボランティア等が行う防災の取組との連携を図りつつ、県及び市町村が実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織等の役割)

第7条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、日常的に災害に関する意識を持って、消防団、ボランティア等と連携しつつ、災害から地域住民の生命及び身体を守るための防災の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村の責務)

第8条 市町村は、基本理念にのっとり、法第42条第1項の規定により作成された市町村地域防災計画等に即して、災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、住民、事業者、学校等の設置者等、自主防災組織等、国、県その他の関係者と連携して、防災に関する施策を推進するものとする。

(県の責務)

第9条 県は、基本理念にのっとり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条の規定により定めた事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画、法第40条第1項の規定により作成された山形県地域防災計画等に即して、災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、県民、事業者、学校等の設置者等、自主防災組織等、国、市町村その他の関係者と連携して、防災に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 県は、防災に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的な取組事項

第1節 県民

(防災知識等の習得等)

第10条 県民は、災害の発生原因となる異常な自然現象等の特徴、予測される災害、災害から自らの生命、身体及び財産を守るための手段その他の防災に関する知識及び技能(以下「防災知識等」という。)を習得するため、防災訓練及び防災に関する講習(以下「防災訓練等」とい

う。)に参加するよう努めるとともに、防災に関する情報を収集するよう努めるものとする。

(避難行動の確認等)

第11条 県民は、災害から自らの生命及び身体を守るための行動を迅速かつ適切にとることができるよう、指定緊急避難場所（法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）、避難経路及び家族等の安否確認の方法を、あらかじめ、確認するよう努めるものとする。

2 避難行動要支援者は、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援に関する体制の整備に協力するよう努めるものとする。

(建築物の耐震に関する施策への協力等)

第12条 県民は、地震による建築物の倒壊等から自らの生命及び身体を守るため、建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。）及び耐震改修（同条第2項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。）の重要性に関する理解を深め、国、県及び市町村が行う耐震改修の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、家具、家電製品等の転倒を防止するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築物の防火の措置)

第13条 県民は、異常な自然現象等による建築物の火災から自らの生命及び身体を守るため、消火器の設置、地震が発生した場合に電流を自動的に遮断する装置の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生活必需物資等の備蓄等)

第14条 県民は、災害が発生した場合に自らの生命を守り、及び最低限度の生活を維持できるよう、食料、飲料水その他の生活必需物資及びラジオその他の情報収集のための機器を備蓄し、並びにそれらの定期的な点検を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、前項の規定により備蓄すべき物資のうち避難の際に特に必要なものを迅速に持ち出せるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の安全確保)

第15条 県民は、法第56条第1項後段の規定による通知若しくは警告又は法60条第1項の規定による立退きの勧告若しくは指示（以下「避難勧告等」という。）がされた場合において、災害から自らの生命及び身体の安全を守るため、速やかに当該避難勧告等に応じた行動をとるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自らの生命及び身体の安全を守るため必要と認めるときは、直ちに避難等を行うものとする。

3 県民は、避難等を行う場合には、要配慮者が円滑に避難等を行うことができるよう配慮するよう努めるものとする。

(災害時の火災防止の措置)

第16条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自らの生命及び身体の安全の確保に支障を生じない限度において、火気の使用の停止、ガス及び電気の遮断その他の火災の発生及び拡大を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定避難所における行動)

第17条 指定避難所（法第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）に滞在する県民は、相互に協力しつつ、主体的に指定避難所の運営に携わるよう努めるとともに、要配慮者の特性に応じた配慮その他の円滑に共同生活を営むために必要な行動をとるよう努めるも

のとする。

(災害復旧及び災害からの復興の取組)

第18条 県民は、迅速な災害復旧及び災害からの復興を図るため、相互に協力して、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

第2節 事業者

(従業者に対する防災知識等の普及等)

第19条 事業者は、その従業者に対する防災知識等の普及を図るため、防災訓練等を実施するよう努めるとともに、地域等における防災訓練等への参加その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 主として要配慮者が利用する施設（学校等を除く。以下「要配慮者関連施設」という。）の設置者又は管理者は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、要配慮者の特性に特に留意するよう努めるものとする。

(従業者に対する施設内における待機方針の周知等)

第20条 事業者は、災害が発生した場合に従業者、施設の利用者等が一斉に帰宅することによる事故及び混乱を防止するため、あらかじめ、施設内における待機の方針について定め、及びその従業者に対して周知するよう努めるとともに、家族等の安否を確認するための連絡手段の確認を促すよう努めるものとする。

(事業継続計画の策定等)

第21条 事業者は、異常な自然現象等による事業活動への影響の最小化を図るため、事業継続計画（災害が発生した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業を継続し、又は早期にその復旧を図るために必要な事項を定める計画をいう。）の策定その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生活必需物資の備蓄等)

第22条 事業者は、災害が発生した場合に事業を継続し、又は早期にその再開ができるよう、及び帰宅困難者（災害が発生した場合において、公共交通機関の運行に支障が生じたこと、道路に障害が生じたこと等により帰宅することが困難となった者をいい、第20条に規定する方針に従って施設内に待機している者を含む。）となった従業者、施設の利用者等が施設内において待機できるよう食料、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めるとともに、それらの定期的な点検を実施するよう努めるものとする。

(建築物の耐震に関する施策への協力等)

第23条 事業者は、地震による建築物の倒壊等から従業者、施設の利用者等の生命及び身体を守るため、建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性に関する理解を深め、国、県及び市町村が行う耐震改修の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、備品等の転倒及び外壁、看板等の落下を防止するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の従業者等の安全確保等)

第24条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、従業者、施設の利用者等の生命及び身体を守り、並びに従業者、施設の利用者等が一斉に帰宅することによる事故及び混乱を防止するため、その管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況の確認、災害に関する情報の収集及び伝達、従業者、施設の利用者等の安全な場所への避難誘導並びに救出及び救護、施設内における待機の指示その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に規定する措置は、事業者（法人にあってはその代表者）及びその従業者の生命及び身体の安全の確保に支障を生じない限度において講ずるものとする。

(災害時の要配慮者関連施設における安全確保)

第25条 要配慮者関連施設の設置者又は管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命及び身体を守るため、その特性を踏まえ、適時かつ適切な避難誘導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前条第2項の規定は、要配慮者関連施設の設置者又は管理者が行う前項に規定する措置について準用する。

(災害復旧及び災害からの復興の取組)

第26条 事業者は、迅速な災害復旧及び災害からの復興を図るため、事業を継続し、又は早期に再開することによって雇用を確保するよう努めるとともに、地域経済の復興に協力するよう努めるものとする。

第3節 学校等

(学校等における防災教育の実施)

第27条 学校等の設置者等は、幼児、児童、生徒又は学生が、災害が発生した場合にその発達段階に応じた適切な行動をとることができ、並びに地域における防災の取組に積極的に参加し、及び協力できるようにするため、防災訓練その他の防災教育を実施するよう努めるものとする。

2 学校等の設置者等は、前項に規定する防災教育を効果的かつ円滑に実施するため、幼児、児童、生徒又は学生の保護者等との連携を図るよう努めるものとする。

(地域等との連携等の取組の推進)

第28条 学校等の設置者等は、災害から乳幼児、児童、生徒又は学生の生命及び身体を守るため、市町村、自主防災組織等、ボランティアその他の関係者と連携した取組を推進するよう努めるものとする。

(学校等の避難所等の指定)

第29条 学校等の設置者等は、その施設について市町村長が法第49条の4第1項又は法第49条の7第1項の規定により避難所等(指定緊急避難場所又は指定避難所をいう。以下同じ。)に指定しようとする場合には、当該指定に協力するよう努めるものとする。

2 学校等の設置者等は、その施設が避難所等に指定された場合において、災害が発生した場合における円滑な避難所等の運営に資するため、あらかじめ、市町村、自主防災組織等その他の関係者と協議を行うよう努めるものとする。

(施設の耐震に関する施策への協力等)

第30条 学校等の設置者等は、地震による施設の倒壊等から乳幼児、児童、生徒又は学生の生命及び身体を守るため、施設の耐震診断及び耐震改修の重要性に関する理解を深め、国、県及び市町村が行う耐震改修の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、備品の転倒及び外壁、吊り天井等の落下を防止するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の安全確保)

第31条 学校等の設置者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乳幼児、児童、生徒又は学生の生命及び身体の安全を確保するため、その特性を踏まえ、適時かつ適切な避難誘導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 第24条第2項の規定は、学校等の設置者等が行う前項に規定する措置について準用する。

(施設が避難所等として使用される場合の協力)

第32条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、学校等の設置者等は、その学校等の施設が避難所等として使用されるときは、市町村、自主防災組織等、ボランティアその

他の関係者と連携して、市町村による避難所等の運営が円滑に行われるよう協力するよう努めるものとする。

(災害復旧及び災害からの復興の取組)

第33条 災害が発生した場合において、学校等の設置者等は、その学校等の機能の全部又は一部が失われたときは、県、市町村その他の関係者と連携して、早期にその回復を図り、学校等における教育活動等を再開するよう努めるものとする。

第4節 自主防災組織等

(地域住民に対する防災知識等の普及等)

第34条 自主防災組織等は、地域住民に対する防災知識等の普及を図るため、防災訓練等の実施、防災に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 第11条第2項の規定は、自主防災組織等について準用する。

(防災資機材の整備等)

第35条 自主防災組織等は、迅速かつ適切な災害応急対策を実施できるよう、市町村と連携しつつ、災害が発生した場合における出火防止及び初期消火並びに地域住民の避難誘導並びに救護及び救出に用いる資機材その他の必要な資機材を整備するよう努めるとともに、それらの定期的な点検を行うよう努めるものとする。

(避難所等の円滑な運営に向けた協力)

第36条 自主防災組織等は、避難所等の運営が円滑に行われるよう、あらかじめ、市町村、避難所等に指定された施設の設置者又は管理者（当該施設が学校等の施設である場合にあっては、学校等の設置者等。第39条第2項において同じ。）その他の関係者と協議を行うよう努めるものとする。

(災害時の自主防災組織等による災害応急対策)

第37条 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域住民の生命、身体及び財産を守るため、災害に関する情報の収集及び伝達、出火防止及び初期消火、要配慮者を中心とする地域住民の避難誘導並びに救出及び救護、避難所等の運営への協力その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 第24条第2項の規定は、自主防災組織等が行う前項に規定する措置について準用する。この場合において、同条第2項中「事業者（法人にあってはその代表者）及びその従業者」とあるのは、「自主防災組織等の構成員」と読み替えるものとする。

第5節 県及び市町村

(住民に対する防災知識等の普及等)

第38条 県及び市町村は、住民に対する防災意識の啓発及び防災知識等の普及を図るため、事業者、学校等の設置者等、自主防災組織等その他の関係者と連携して、防災訓練等を実施するとともに、防災に関する情報の提供、防災教育の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(円滑な避難のための体制の整備等)

第39条 市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における住民の避難を円滑に実施するため、あらかじめ、避難経路の設定を行うとともに、当該避難経路に関する情報及び避難所等に関する情報を住民に周知するものとする。

2 市町村は、避難所等及び避難路の耐震化等を推進するとともに、指定避難所の円滑な運営を図るため、食料、飲料水、毛布その他の生活必需物資の備蓄、避難所等に指定された施設の設置者又は管理者、自主防災組織等その他の関係者との事前協議その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市町村は、あらかじめ、避難勧告等に関する基準を設定するよう努めるものとする。

4 県は、前3項に規定する市町村の取組について、必要な支援を行うものとする。

(要配慮者の安全確保等に係る体制の整備等)

第40条 市町村は、要配慮者の生命及び身体を保護するため、要配慮者の特性を踏まえた避難誘導及び避難行動要支援者の避難支援に関する体制を整備するとともに、要配慮者の特性を踏まえた災害に関する情報の伝達、指定避難所の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、災害派遣福祉チーム（災害が発生した場合において、県が市町村の要請等に応じて結成し、及び派遣する介護福祉士、社会福祉士等により構成される組織であって、指定避難所及び要配慮者関連施設に避難している者の福祉に関する需要の把握、指定避難所及び要配慮者関連施設に避難している要配慮者に対する応急的な介護その他の必要な支援を行うものをいう。）を派遣するため、必要な体制を整備するものとする。

3 前条第4項の規定は、第1項に規定する市町村の取組について準用する。

(消防団に対する支援)

第41条 県は、消防団が、地域における防災の取組の中核的な担い手としてその役割を果たすことができるよう、当該地域の実情に応じた活動しやすい環境の整備その他の必要な支援を行うものとする。

(自主防災組織の結成等に係る支援)

第42条 県は、自主防災組織の結成及びその活動の活性化のための支援並びに自主防災組織等の取組に関する中核的な担い手となる人材の育成を行うものとする。

(ボランティアによる防災の取組への支援)

第43条 県及び市町村は、ボランティアによる防災の取組の円滑な実施を図るため、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア関係団体等と連携して、ボランティアの受入れに係る体制の整備その他のボランティアによる防災の取組に必要な支援を行うものとする。

(災害情報の収集及び伝達に係る体制の整備)

第44条 県は、国、他の地方公共団体、報道機関その他の関係者と連携して、災害に関する情報の収集及び伝達に係る体制を整備するものとする。

2 市町村は、国、県、報道機関その他の関係者と連携して、災害に関する情報の収集及び同報系防災行政無線（住民に対して災害に関する情報等を伝達するための電波法（昭和25年法律第131号）第103条の2第15項第2号に規定する無線局であって、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第2条第1項第20号に規定する同報通信方式によるものをいう。）その他の情報を一斉に伝達する手段による住民への情報伝達に係る体制を整備するよう努めるものとする。

3 第39条第4項の規定は、前項に規定する市町村の取組について準用する。

(医療救護体制の整備)

第45条 県は、市町村、医療を提供する施設（以下この項及び次項において「医療提供施設」という。）、医療関係団体その他の関係者と連携して、災害拠点病院（災害が発生した場合において、傷病者を受け入れ、及び地域の医療提供施設を支援する拠点となる病院として県が指定するものをいう。）の指定、医療救護班（災害が発生した場合において、県の要請に応じて派遣される医師、看護師等により構成される組織であって、主として医療救護所（災害が発生した場合において、市町村が設置する施設であって、傷病者に対し応急的な診療を行うものをいう。事項について同じ。）において医療行為等を行うものをいう。）、災害派遣医療チーム（災

害が発生した場合において、県の要請に応じて直ちに派遣される専門的な研修及び訓練を受けた医師、看護師等により構成される組織であって、被災地域において救急医療等を行うものをいう。)及び災害派遣精神医療チーム(災害が発生した場合において、県の要請に応じて派遣される精神保健に関して学識経験を有する医師、看護師等から構成される組織であって、被災地域において被災者又はその支援者に対して専門性の高い精神医療の提供又は精神保健のための活動の支援を継続的に行うものをいう。)の派遣に係る体制、医薬品等の確保及び供給に係る体制その他の災害が発生した場合に必要な医療救護体制を整備するものとする。

2 市町村は、県、医療提供施設、医療関係団体その他の関係者と連携して、災害が発生した場合に医療救護所を設置するための体制の整備その他の災害が発生した場合に必要な医療救護体制を整備するものとする。

3 第39条第4項の規定は、前項に規定する市町村の取組について準用する。

(生活必需物資等の備蓄及び供給体制の整備等)

第46条 県及び市町村は、災害が発生した場合における住民の生命の保護及び最低限度の生活の維持を図るため、食料、飲料水その他の生活必需物資等の備蓄を行うとともに、それらの定期的な点検を実施するものとする。

2 県及び市町村は、迅速かつ適切な災害応急対策及び災害復旧の事業を実施するため、関係事業者との協定の締結及び災害が発生した場合における物資又は資機材の供給及び役務の提供に係る体制を整備するものとする。

(広域的な連携)

第47条 県は、災害が発生した場合における被災者の救出及び救護その他の災害応急対策に必要な支援が円滑に行われるよう、国及び他の地方公共団体との広域的な連携を推進するものとする。

(庁舎等の安全性の確保等)

第48条 県及び市町村は、その所有する庁舎その他の災害応急対策を実施する上で重要な施設(次項において「庁舎等」という。)について、災害に対する安全性の向上を図るよう努めるものとする。

2 県及び市町村は、新たに庁舎等の建設を行おうとするときは、当該庁舎等の建設を行おうとする地域において災害が発生するおそれを考慮して行うものとする。

(県土の保全に資する施設の整備等)

第49条 県は、災害から県土を保全し、及び災害が発生した場合における被害の最小化を図るため、国、市町村その他の関係者と連携して、公共土木施設、農地及び農地、林地又は漁場の利用又は保全上必要な公共的施設を整備し、又は改修するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第50条 県及び市町村は、災害が発生した場合における災害応急対策、災害復旧の事業その他の優先度の高い業務を円滑に実施するため、業務継続計画(災害が発生した場合において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、当該業務の執行体制、対応手順及び継続に必要な資源の確保等を図るために必要な事項を定める計画をいう。)の策定及びその定期的な見直しを行うよう努めるものとする。

2 第39条第4項の規定は、前項に規定する市町村の取組について準用する。

(県及び市町村による災害応急対策)

第51条 県及び市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の円滑な実施を図るため、国、事業者、報道機関、自主防災組織等、ボランティアその他の

関係者と連携して、災害に関する情報の収集及び伝達のための体制、被災者の避難並びに救出及び救護のための体制、物資等の供給のための体制その他の必要な体制を直ちに整えるとともに、災害応急対策を的確に実施するものとする。

(県及び市町村による災害復旧及び災害からの復興のための事業)

第52条 県及び市町村は、被災後において、より良好な地域社会の実現を目指しつつ、迅速な災害復旧及び災害からの復興を図るため、住民、事業者、ボランティア、国その他の関係者と連携して、災害復旧及び災害からの復興のための事業を的確に実施するものとする。

第3章 山形県防災月間

第53条 県民の間に広く防災についての関心と理解を深めるとともに、防災の取組を推進するため、山形県防災月間を設ける。

2 山形県防災月間は、9月1日から同月30日までとする。

3 県は、山形県防災月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。